

奈良県訓令第四号

各部課室
各出先機関

奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から施行する。ただし、別表の出先機関における記号の表の改正規定（中和土木事務所に係る部分に限る。）は同月十九日から、同表の改正規定（中和保健所に係る部分に限る。）は同年二月十六日から施行する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

別表の出先機関における記号の表中

奈良県高田県税事務所	訓	註
奈良県桜井県税事務所	註	註
奈良県吉野県税事務所	叶	註

奈良県中南和県税事務所 母 註 に、
奈良県葛城保健所 註 和
奈良県桜井保健所 註 和 を「奈

良県中和保健所 母 和 に、
奈良県桜井土木事務所 註 叶 を「奈良県

中和土木事務所 母 叶 に改める。